

奈良県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十八号

奈良県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

奈良県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十九年三月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の表地方独立行政法人奈良県立病院機構の項中「看護専門学校」を「奈良看護大学校」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において現に存するこの規則による改正前の奈良県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第十九条に規定する看護専門学校は、この規則による改正後の奈良県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第十九条に規定する奈良看護大学校とみなす。